

業務前自動点呼機器 及び 業務後自動点呼機器の要件

よくある質問とその回答（FAQ）

■アイコンの説明

該当する要件とその要件番号を示しています。

縦線の左側は、業務前自動点呼機器の要件 又は 業務後自動点呼機器の要件うち、該当する要件、縦線の右側は、要件番号を示しています。

例) **前 | 四** … 業務前自動点呼機器要件の要件**四**に該当。

後 | 全般 … 業務後自動点呼機器要件の特定の要件ではなく**要件全般**に該当。

後 | — … 業務後自動点呼機器要件に該当する要件なし。（アイコンが灰色の場合）

前 | 全般

後 | 全般

業務前・業務後自動点呼の制度全般 1

- Q 業務前自動点呼および業務後自動点呼の流れを教えてください。 1
- Q 国土交通省による機器の認定とは何ですか。当該認定において、「アルコール検知器及び健康状態測定機能に係る機器」は認定の対象ですか。 2
- Q 自動点呼の「中止」をしなければいけないのはどういう場合ですか。この場合、当該自動点呼を「再開」できますか。 2
- Q 自動点呼の「中断」をしなければいけないのはどういう場合ですか。この場合、当該自動点呼を「再開」できますか。 2
- Q 自動点呼機器の判断以外（例：運転者自身の意思）に基づいて点呼を「中断」した場合、その時点から「再開」できますか。（2025/10/6 更新） 3
- Q 自動点呼が「完了」となるのはどういう場合ですか。 3
- Q 「生体認証符号等」とは何ですか。 3

前 | 二

後 | 二

点呼の予定 4

- Q 運行管理者等（運行管理者若しくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者をいう。以下同じ。）が「自動点呼の実施予定」を入力していない運転者等は、自動点呼を受けられますか。 4
- Q 「自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者」を、1つの運行に対して複数人を入力することは認められますか。また、入力されていない状態で点呼を開始することは認められますか。 4
- Q 「自動点呼の実施予定」は、点呼の実施前であればいつ入力しても良いですか。 4
- Q 1つの「自動点呼の実施予定」を複数回の点呼で使用することは認められますか。 4
- Q 複数人の運転者等の「自動点呼の実施予定」を、一括して登録することはできますか。

(2025/10/6 更新)4

前 | 三

後 | 三

運転者の本人確認..... 6

- Q 運転者等が機器に社員番号や車両番号等を入力する場合、生体認証符号等による識別の前に入力することは認められますか。6

前 | 四

後 | 四

アルコールチェック時の生体認証 7

- Q 「運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に」とはどのタイミングですか。7
- Q 自動点呼の実施前にアルコール検知器による測定を行うことは認められますか。7

前 | 五

後 | 五

アルコールチェック時の画像映像保存 8

- Q 「アルコール検知器使用時の静止画」として、どのような状態の静止画を記録及び保存する必要がありますか。8

前 | 六

後 | 六

アルコール検出時の警報・通知、点呼の扱い..... 9

- Q 自動点呼が「中止」となった場合、当該点呼で使用していた「自動点呼の実施予定」は再使用することは認められますか。9
- Q 自動点呼が「中止」となった場合、再度当該運転者の自動点呼を行うために必要なことは何ですか。9
- Q 自動点呼が「中止」となった場合、運行管理者等が「自動点呼の実施予定」を自宅から入力することは認められますか。9

前 | 七・八

後 | 一

体温血圧の測定 10

- Q 業務前自動点呼の実施前に体温や血圧を測定し、その測定結果を用いて当該点呼を実施することは認められますか。 10
- Q 業務前自動点呼中の体温や血圧について、再測定することは認められますか。（2025/10/6 更新） 10
- Q 「運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値」は、直近の測定値の平均値とする必要はありますか。 10
- Q 「測定値の有効時間」に制限はありますか。 11

前 | 九・十

後 | 一

疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告 12

- Q 「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告」をまとめて行うことは認められますか。 12
- Q 「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告」の記録において、運転者が入力しなくとも「無」となっており「有」の場合には運転者が操作するという仕様は認められますか。 12
- Q 「健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定

した運転者ごとの平時の値の差異」から判定はどのような判定機能を有すれば良いですか。

(2025/10/6 更新) 12

前 | 十二

後 | 一

再開、運行不可判断時の挙動 14

- Q 自動点呼が「中断」となった場合、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の操作を経ずに、運転者が点呼を再開することは認められますか。 14

前 | 十四・十五

後 | 一

日常点検 15

- Q 「道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果」の記録において、運転者が入力しなくとも「問題なし」となっており「問題あり」の場合には運転者が操作するという仕様は認められますか。 15
- Q 運転者がスマートフォンアプリ等を用いて車両の日常点検結果を入力し、その内容に基づいて日常点検結果の判定が自動的に行われ、自動点呼機器へ連携されることは、本要件を満たすと考えてよいですか。(2025/10/6 更新) 15
- Q 「特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認」の記録において、特定自動運行保安員が入力しなくとも「問題なし」となっており「問題あり」の場合には特定自動運行保安員が操作するという仕様は認められますか。 15

前 | 一

後 | 七

自動車、道路・運行の状況、交代運転者に対する通告 17

- Q 「運転者等が報告した内容」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。(2025/10/6 更新) 17
- Q 「事業用自動車、道路及び運行の状況」と「交替する運転者等に対する通告」の報告をまとめて行うことは認められますか。 17
- Q 「事業用自動車、道路及び運行の状況」と「交替する運転者等に対する通告」の報告について、運転者等が入力しなくとも「特になし」となっており報告がある場合には運転者等が操作するという仕様は認められますか。(2025/10/6 更新) 17

前 | 十七

後 | 八

指示事項 18

- Q 運転者等ごとに音声により指示事項を伝達する場合に、音声を最後まで聞かないで次の画面に進める仕様で問題がありますか。 18
- Q 全ての運転者等に対して同一内容を伝えることができる機能のみをもって、この要件を満たしていると判断することは可能ですか。 18
- Q 指示事項がない点呼予定を登録できることは問題ありますか。 18

前 | 十九

後 | 十

点呼予定超過時の通知 19

- Q 警報又は通知を発するまでの実施予定時刻からの経過時間の設定は、事業者ではなく点呼機器メーカーが設定する仕様でも問題ないですか。 19
- Q 警報又は通知を発するまでの実施予定時刻からの経過時間に制限はありますか。 警報又は通知

を当該点呼の実施予定時刻前から発することは可能ですか。..... 19

前 | 二十

後 | 十一

点呼の記録 20

- Q 「実施日時」の記録は、点呼を実施した日付と時間の両方が必要ですか。..... 20
- Q 「点呼の方法」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。..... 20
- Q 「測定結果及び酒気帯びの有無」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。..... 21
- Q ト) の「アルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画」の機能をもって、チ) の要件を満たしていると判断することは可能ですか。..... 21
- Q 貸切バスにおいて義務付けられている点呼時の動画を 90 日間保存することについて、この機能の使用をもって満たしていると判断することは可能ですか。..... 22
- Q 「事業用自動車、道路及び運行の状況」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。 22
- Q 「点呼を受けた場所」の記録は、GPS 情報のみの記録でも問題ありませんか。また、営業所や車庫で実施する場合に記録されている必要はありますか。..... 22
- Q 「点呼を受けた場所」の記録機能は、点呼の実施場所によらず全ての自動点呼機器で有している必要がありますか。(2025/10/6 更新) 23
- Q 「指示事項」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。..... 23

前 | 二十一

後 | 十二

点呼機器の故障記録 24

- Q どの範囲の機器故障まで記録しなければなりませんか。..... 24
- Q 機器の故障記録は必ず自動的に記録される必要がありますか。..... 24

前 | 二十二

後 | 十三

点呼記録の上書き・削除の禁止 25

- Q 情報の修正が複数回行われる場合、どの情報が保存されている必要がありますか。..... 25

前 | 二十三

後 | 十四

点呼記録の csv 形式での出力 26

- Q ト及びチ以外で、記録を音声または映像で行っている項目について、csv 形式での出力時にどのように出力される必要がありますか。(2025/10/6 更新) 26

業務前自動点呼機器 及び 業務後自動点呼機器の要件

よくある質問とその回答（FAQ）

業務前自動点呼機器要件		業務後自動点呼機器要件		掲載頁
	（自動点呼制度全般について）		（自動点呼制度全般について）	1
一	（略）	一	（略）	－
二	運行管理者等が、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び当該業務前自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務前自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。	二	運行管理者等が、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。	4
三	業務前自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を開始する機能を有すること。	三	業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。	5
四	運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務前自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号又は第七号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。	四	運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務後自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。	6
五	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。	五	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。	7
六	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。	六	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を中止する機能を有すること。	8

七	運転者による健康状態測定機能（運転者の体温及び血圧を測定する機能をいう。以下同じ。）の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、第三号又は第四号の生体認証符号等による識別の直後に健康状態測定機能を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。	－	－	9
八	健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異を自動的に記録及び保存する機能を有するとともに、測定値の有効時間を設定ことができ、当該有効時間を経過した測定値は無効として再測定を求める機能を有すること。	－	－	9
九	運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。	－	－	10-11
十	前二号の結果から安全な運転をすることができないおそれの有無について自動で判定を行う機能を有すること。この場合において、第八号に基づく判定の基準については、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者ごとに設定することができる機能を有すること。	－	－	10-11
十一	（略）	－	－	－
十二	前号により業務前自動点呼が中断された場合には、運行管理者等が同号の判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が業務前自動点呼を再開することができる機能を有し、業務前自動点呼が再開された旨、自動的に記録及び保存する機能を有すること。	－	－	12
十三	（略）	－	－	－

十四	道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。	－	－	13
十五	特定自動運行保安員にあっては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果を記録及び保存する機能を有すること。	－	－	13
十六	(略)	－	－	－
－	－	七	運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。	14
十七	運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。	八	運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。	15
十八	(略)	九	(略)	－
十九	運転者等ごとに業務前自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。	十	運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。	16
二十	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。	十一	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。	17-20
	イ) ～ハ) (略)		イ) ～ハ) (略)	－
	二) 業務前自動点呼の実施日時		二) 業務後自動点呼の実施日時	17
	ホ) 点呼の方法		ホ) 点呼の方法	17
	ヘ) 運転者において、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無		ヘ) 運転者において、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無	18
	ト) (略)		ト) (略)	－
	チ) 運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画		チ) 運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画	18
	(略)		－	－

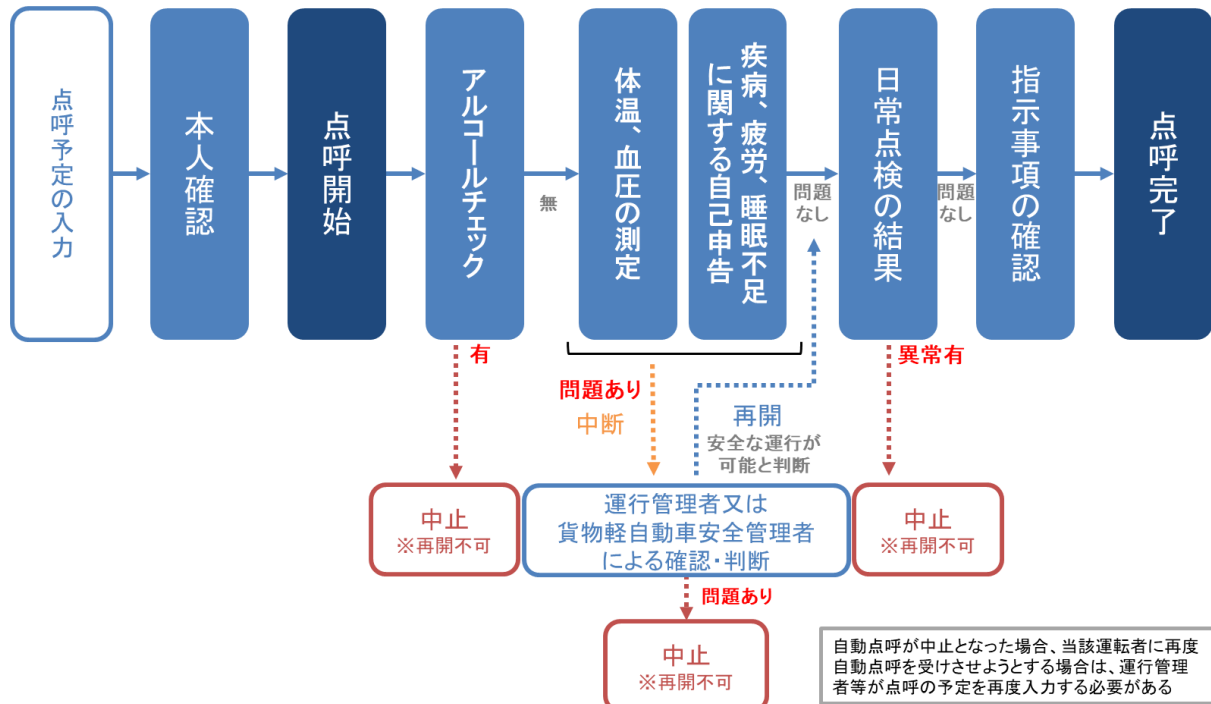
	－		リ) 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況	19
	－		ヌ) (略)	－
	リ) 第八条第二号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所		ル) 第八条第二号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所	19
	ヌ) ～ワ) (略)		－	－
	カ) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項		－	20
	コ) ～タ) (略)		－	－
	レ) その他必要な事項		ヲ) その他必要な事項	－
二 十 一	業務前自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。	十 二	業務後自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。	21
二 十 二	電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。	十 三	電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。	22
二 十 三	(略)	十 四	(略)	－

業務前・業務後自動点呼の制度全般

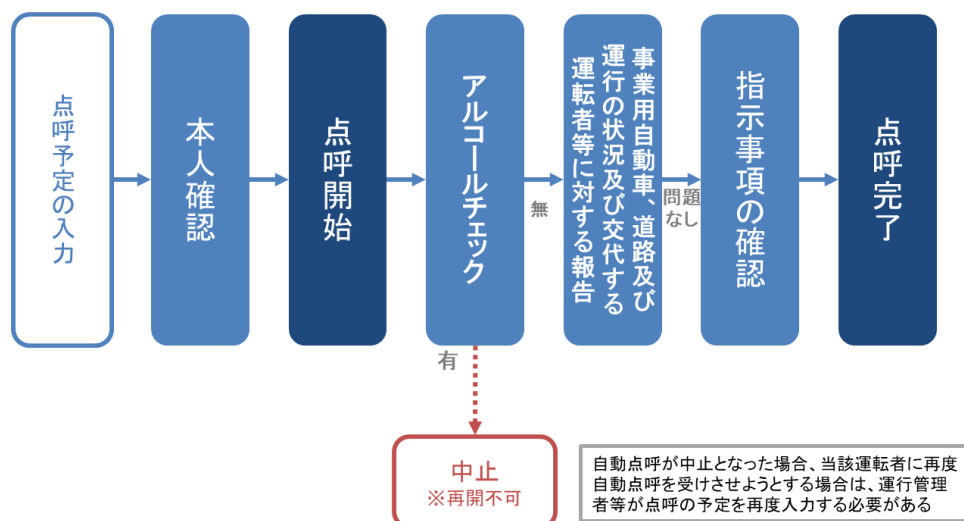
Q 業務前自動点呼および業務後自動点呼の流れを教えてください。

A 流れを以下に示します。

業務前自動点呼の流れ（例）



業務後自動点呼の流れ（例）



Q 国土交通省による機器の認定とは何ですか。当該認定において、「アルコール検知器及び健康状態測定機能に係る機器」は認定の対象ですか。

A 自動点呼は国交省から認定を受けた機器を使用する必要があります。
国土交通省による機器の認定とは、申請者から提出された申請書類を基に、申請された自動点呼機器が要件に適合しているかを審査の上で認定しているものです。
自動点呼機器の機能については「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）」に規定されている範囲で審査しているため、国土交通省が「アルコール検知器及び健康状態測定機能に係る機器」の機器本体やその測定精度等を認定しているものではありません。

Q 自動点呼の「中止」をしなければいけないのはどういう場合ですか。この場合、当該自動点呼を「再開」できますか。

A 業務前自動点呼においては、アルコール検知器による測定の結果、呼気中にアルコールが検知された場合のほか、以下の確認において異常が認められた場合です。

- 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検
- 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

業務後自動点呼においては、アルコール検知器による測定の結果、呼気中にアルコールが検知された場合です。

この場合、当該点呼の再開はできません。

なお、判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、対面点呼、遠隔点呼等に切り替えて実施していただくか、再度自動点呼を行いたい場合は、運行管理者若しくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者が改めて「自動点呼の実施予定」および「責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名」を入力した上で、初めから自動点呼をやり直す必要があります。

Q 自動点呼の「中断」をしなければいけないのはどういう場合ですか。この場合、当該自動点呼を「再開」できますか。

A 業務前自動点呼において、健康状態測定機能による測定値および運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告の結果、安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合です。

この場合、判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、当該点呼を再開することが可能です。

詳しくは、第九条第一項第十二号をご確認ください。

Q 自動点呼機器の判断以外（例：運転者自身の意思）に基づいて点呼を「中断」した場合、その時点から「再開」できますか。（2025/10/6 更新）

A 自動点呼機器の判断以外（例：運転者自身の意思）に基づいて点呼を「中断」した場合、その時点から「再開」することはできません。この場合は、点呼を初めからやり直す必要があります。やり直した点呼の記録は、やり直す前の点呼の記録に上書きして問題ありません。ただし、次の場合は、別途記録する必要があります。

- ・ 自動点呼機器により、やり直す前の点呼が中断されていた場合（体温や血圧で異常値が検出された、運転者による疾病・疲労・睡眠不足その他の報告で異常値が回答された 等）
- ・ 点呼機器の故障・不具合により、やり直す前の点呼が中断されていた場合（アルコール検知器が接続されない、通信環境が悪く機器が正常に動かない 等）

Q 自動点呼が「完了」となるのはどういう場合ですか。

A 点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされた場合です。

Q 「生体認証符号等」とは何ですか。

A 生体認証符号等とは、「個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号」です。例えば、顔の特徴や指紋や静脈など個人を確実に識別できる情報が該当します。

点呼の予定

業務前点呼機器 要件二	運行管理者等が、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び当該業務前自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務前自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。
業務後点呼機器 要件二	運行管理者等が、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。

Q 運行管理者等（運行管理者若しくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者をいう。以下同じ。）が「自動点呼の実施予定」を入力していない運転者等は、自動点呼を受けられますか。

A 自動点呼を受けることができる運転者等は、運行管理者等が「自動点呼の実施予定」を入力している者のみです。

Q 「自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者」を、1つの運行に対して複数人を入力することは認められますか。また、入力されていない状態で点呼を開始することは認められますか。

A 1つの運行に対して複数人を入力することは認められません。
また、入力されていない状態で運転者等が点呼を開始することも認められません。

Q 「自動点呼の実施予定」は、点呼の実施前であればいつ入力しても良いですか。

A 「自動点呼の実施予定」を点呼前に入力するタイミングについては、制限を設けていません。

Q 1つの「自動点呼の実施予定」を複数回の点呼で使用することは認められますか。

A 認められません。
「自動点呼の実施予定」は運行管理者等が点呼ごとに入力する必要があります。

Q 複数人の運転者等の「自動点呼の実施予定」を、一括して登録することはできますか。

(2025/10/6 更新)

- A** 複数人の運転者等の「自動点呼の実施予定」を一括して登録する場合、運行管理者等が各点呼の「自動点呼の実施予定」および「責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名」を登録前に確認できる必要があります。

さらに、業務前自動点呼の場合は、各点呼の指示事項を運行管理者等が登録前に確認できる必要があります。

例えば、各点呼の予定を手動で個別に入力する以外には、以下の手段が考えられます。

- ・ 点呼予定の一部項目を、運行管理者等が事前に登録し、点呼予定作成時に自動的に連携される
※ただし、運転者ごとに各項目を確認・設定できる画面を求めます
- ・ 運行管理者等が、予め csv ファイルなどで点呼予定を作成しておき、点呼機器にインポートすることで、自動的に点呼予定が作成される
- ・ 業務前点呼と連携して、業務後自動点呼の実施予定が自動的に作成される
※ただし、業務前点呼と連動して業務後自動点呼の予定が作成されることを運行管理者が確認できる画面（時間の設定画面等）を求めます

運転者の本人確認

業務前点呼機器 要件三

業務前自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を開始する機能を有すること。

業務後点呼機器 要件三

業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。

Q 運転者等が機器に社員番号や車両番号等を入力する場合、生体認証符号等による識別の前に入力することは認められますか。

A 認められます。

アルコールチェック時の生体認証

業務前点呼機器 要件四	運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務前自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号又は第七号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。
業務後点呼機器 要件四	運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務後自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

Q 「運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に」とはどのタイミングですか。

A アルコール検知器の使用を機器から指示されてから、アルコール検知器に呼気を吹き込み始めるまでのことを指します。

Q 自動点呼の実施前にアルコール検知器による測定を行うことは認められますか。

A 認められません。自動点呼の開始前に測定したアルコール検知器による測定結果を自動点呼のアルコール測定結果に用いることはできません。

アルコールチェック時の画像映像保存

業務前点呼機器 要件五	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件五	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。

Q 「アルコール検知器使用時の静止画」として、どのような状態の静止画を記録及び保存する必要がありますか。

A アルコール検知器が運転者の呼気を感知している状態の静止画を記録及び保存する必要があります。

アルコール検出時の警報・通知、点呼の扱い

業務前点呼機器 要件六	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件六	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を中止する機能を有すること。

Q 自動点呼が「中止」となった場合、当該点呼で使用していた「自動点呼の実施予定」は再使用することは認められますか。

A 認められません。

なお、この際、運転者が見る自動点呼機器の画面上において、点呼が完了していない状態であることを運転者が認識できるような画面表示等がされている必要があります。

Q 自動点呼が「中止」となった場合、再度当該運転者の自動点呼を行うために必要なことは何ですか。

A 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が、運転者の状況を確認したうえで、運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、「自動点呼の実施予定」および「責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名」を再度入力し、初めから自動点呼をやり直す必要があります。

運転者の状況の確認は、対面で実施することが望ましいものの、遠隔からカメラ・モニター等を用いて実施することでも差し支えありません。なお、必ずしも、自動点呼機器に確認ができる通話等の機能を搭載することを求めているわけではありません。

Q 自動点呼が「中止」となった場合、運行管理者等が「自動点呼の実施予定」を自宅から入力することは認められますか。

A 認められます。

体温血圧の測定

業務前点呼機器 要件七	運転者による健康状態測定機能（運転者の体温及び血圧を測定する機能をいう。以下同じ。）の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、第三号又は第四号の生体認証符号等による識別の直後に健康状態測定機能を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。
業務後点呼機器 要件	—

Q 業務前自動点呼の実施前に体温や血圧を測定し、その測定結果を用いて当該点呼を実施することは認められますか。

A 認められます。

業務前自動点呼の実施前に体温や血圧を測定する場合は、測定前の生体認証符号等による識別を行うこと、測定結果が当該運転者の点呼に自動的に反映されることが必要です。

Q 業務前自動点呼中の体温や血圧について、再測定することは認められますか。（2025/10/6 更新）

A 業務前自動点呼中の体温や血圧については、炎天下や寒さの中での作業後に測定した等の理由で一時的に本来の数値よりも高いまたは低い数値が測定されうことを考慮し、1 回に限り再測定が可能です。その場で再測定をする場合、再度生体認証符号等による識別を行う必要はありません。

業務前点呼機器 要件八	健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異を自動的に記録及び保存する機能を有するとともに、測定値の有効時間を設定することができ、当該有効時間を経過した測定値は無効として再測定を求める機能を有すること。
業務後点呼機器 要件	—

Q 「運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の

値」は、直近の測定値の平均値とする必要はありますか。

- A** 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が設定した数値であれば、必ずしも直近の平均値とする必要はありません。

Q 「測定値の有効時間」に制限はありますか。

- A** 制限を設けていませんが、点呼を受ける運行を安全に行うことができると判断できる範囲内の設定を推奨します。

疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告

業務前点呼機器 要件九	運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件	—

Q 「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告」をまとめて行うことは認められますか。

A 認められません。
少なくとも、「疾病」「疲労」「睡眠不足」について、項目ごとに自己申告できる必要があります。

Q 「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告」の記録において、運転者が入力しなくとも「無」となっており「有」の場合には運転者が操作するという仕様は認められますか。

A 自動点呼における確認事項等全般において、運転者等の申告内容をデフォルト設定することは認められません。必ず運転者等本人が操作して申告する必要があります。

業務前点呼機器 要件十	前二号の結果から安全な運転をすることができないおそれの有無について自動で判定を行う機能を有すること。この場合において、第八号に基づく判定の基準については、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者ごとに設定することができる機能を有すること。
業務後点呼機器 要件	—

Q 「健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異」から判定はどのような判定機能を有すれば良いですか。（2025/10/6 更新）

A 最高血圧、最低血圧、体温ともに、上限値を上回る場合のみならず、下限値を下回る場合にも「安全な運転をすることができないおそれ」があると判定する必要があります。
例えば、血圧の平時の値を、最高血圧で 120mmHg/最低血圧で 80mmHg と設定し、閾値を±10mmHg と設定した場合、最高血圧が 110mmHg から 130mmHg の範囲に

ない場合又は最低血圧が 70mmHg から 90mmHg の範囲にない場合に、「安全な運転をすることができないおそれ」があると判定する必要があります。体温も同様に、平時の値を 36.5℃と設定し、閾値を±0.5℃と設定した場合、体温が 36.0℃から 37℃の範囲にない場合に、「安全な運転をすることができないおそれがある」と判定される必要があります。

再開、運行不可判断時の挙動

業務前点呼機器 要件十二	前号により業務前自動点呼が中断された場合には、運行管理者等が同号の判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が業務前自動点呼を再開することができる機能を有し、業務前自動点呼が再開された旨、自動的に記録及び保存する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件	—

Q 自動点呼が「中断」となった場合、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の操作を経ずに、運転者が点呼を再開することは認められますか。

A 認められません。

自動点呼を再開できる状態にするには、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が再開の判断をした理由を入力し、再開の操作を行う必要があります。

日常点検

業務前点呼機器 要件十四	道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件	—

Q 「道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果」の記録において、運転者が入力しなくとも「問題なし」となっており「問題あり」の場合には運転者が操作するという仕様は認められますか。

A 自動点呼における確認事項等全般において、運転者等の申告内容をデフォルト設定することは認められません。必ず運転者等本人が操作して申告する必要があります。

Q 運転者がスマートフォンアプリ等を用いて車両の日常点検結果を入力し、その内容に基づいて日常点検結果の判定が自動的に行われ、自動点呼機器へ連携されることは、本要件を満たすと考えてよいですか。（2025/10/6 更新）

A 整備管理者による日常点検結果の確認や運行可否の判断を省略するようになることは認められません。運転者は、整備管理者への確認を含めて自ら日常点検結果を申告する必要があります。

業務前点呼機器 要件十五	特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果を記録及び保存する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件	—

Q 「特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認」の記録において、特定自動運行保安員が入力しなくとも「問題なし」となっており「問題あり」の場合には特定自動運行保安員が操作するという仕様は認められますか。

A 自動点呼における確認事項等全般において、特定自動運行保安員の申告内容をデフォルト

ト設定することは認められません。必ず特定自動運行保安員本人が操作して申告する必要があります。

自動車、道路・運行の状況、交代運転者に対する通告

業務前点呼機器 要件	—
業務後点呼機器 要件七	運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。

**Q 「運転者等が報告した内容」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。
(2025/10/6 更新)**

A 報告がある場合、その内容は音声又はテキストで記録される必要があります。音声で保存される場合、必ずしも文字起こしを求めています。
報告が特段ない場合は、「報告なし」「-」等なかった旨がわかるよう記録される必要があります。

Q 「事業用自動車、道路及び運行の状況」と「交替する運転者等に対する通告」の報告をまとめて行うことは認められますか。

A 認められません。
「事業用自動車、道路及び運行の状況」と「交替する運転者等に対する通告」は項目ごとに報告できる必要があります。

Q 「事業用自動車、道路及び運行の状況」と「交替する運転者等に対する通告」の報告について、運転者等が入力しなくとも「特になし」となっており報告がある場合には運転者等が操作するという仕様は認められますか。(2025/10/6 更新)

A 自動点呼における確認事項等全般において、運転者等の申告内容をデフォルト設定することは認められません。必ず運転者等本人が操作して申告する必要があります。

指示事項

業務前点呼機器 要件十七	運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件八	運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

Q 運転者等ごとに音声により指示事項を伝達する場合に、音声を最後まで聞かないで次の画面に進める仕様で問題がありますか。

A 音声によって指示事項を伝える場合には、指示事項の確実な伝達のため、音声の読み上げが終わるまで次の画面に進めないようにする必要があります。

Q 全ての運転者等に対して同一内容を伝えることができる機能のみをもって、この要件を満たしていると判断することは可能ですか。

A 不可です。
全ての運転者等に対して同一内容を伝えることができる機能がある場合でも、運転者等ごとに個別の指示事項を伝えることができる機能が必要です。

Q 指示事項がない点呼予定を登録できることは問題ありますか。

A 業務前点呼では事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないこととなっているため、業務前自動点呼においては、指示事項が未記載の状態で点呼予定を登録することはできません。一方で、業務後点呼においては、必要な指示がある場合、指示事項を点呼予定に登録できることを求めています。

点呼予定超過時の通知

業務前点呼機器 要件十九	運転者等ごとに業務前自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件十	運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

Q 警報又は通知を発するまでの実施予定時刻からの経過時間の設定は、事業者ではなく点呼機器メーカーが設定する仕様でも問題ないですか。

A 点呼機器メーカーが事業者の要望に応じて任意の時間が設定できる場合は、可能です。

Q 警報又は通知を発するまでの実施予定時刻からの経過時間に制限はありますか。
警報又は通知を当該点呼の実施予定時刻前から発することは可能ですか。

A 警報又は通知を発するまでの時間に制限はありません。

また、自動点呼の実施予定時刻前から運行管理者等に警報又は通知が発せられ、その後一定間隔で繰り返し発せられても問題ありません。

点呼の記録

業務前点呼機器 要件二十 二)	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 二) 業務前自動点呼の実施日時
業務後点呼機器 要件十一 二)	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 二) 業務後自動点呼の実施日時

Q 「実施日時」の記録は、点呼を実施した日付と時間の両方が必要ですか。

A 日付と時間の両方が記録されることが必要です。

業務前点呼機器 要件二十 ホ)	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 ホ) 点呼の方法
業務後点呼機器 要件十一 ホ)	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 ホ) 点呼の方法

Q 「点呼の方法」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。

A 「自動点呼」と記録されている必要があります。

業務前点呼機器 要件二十 へ)	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 へ) 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
業務後点呼機器 要件十一 へ)	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 へ) 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

Q 「測定結果及び酒気帯びの有無」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。

A 測定結果は呼気中のアルコールの有無が分かるように濃度（数値）又は有無等を記録する必要があります。

また、酒気帯びの有無は「有」か「無」を記録してください。

業務前点呼機器 要件二十 ト) チ)	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 ト) 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画 チ) 運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画
業務後点呼機器 要件十一 ト) チ)	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 ト) 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画 チ) 運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画

Q ト) の「アルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画」の機能をもって、チ) の要件を満たしていると判断することは可能ですか。

A 可能です。

Q 貸切バスにおいて義務付けられている点呼時の動画を 90 日間保存することについて、この機能の使用をもって満たしていると判断することは可能ですか。

A 運転者等の顔が確認でき、アルコール検知器による測定のみならず点呼全体の様子を録画・録音している場合に限り、満たしていると判断可能です。

業務前点呼機器要件	—
業務後点呼機器要件十一 リ)	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 リ) 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

Q 「事業用自動車、道路及び運行の状況」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。

A 何か異常等があり報告があった場合は、具体的な内容について音声又はテキスト等で記録されている必要があります。なお、必ずしも文字起こしを求めるものではありません。特に異常等がなく報告することがない場合に「異常なし」「報告なし」「—」と記録されている必要があります。

業務前点呼機器要件二十 リ)	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 リ) 第八条第二号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所
業務後点呼機器要件十一 ル)	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 ル) 第八条第二号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所

Q 「点呼を受けた場所」の記録は、GPS 情報のみの記録でも問題ありませんか。また、営業所や車庫で実施する場合に記録されている必要はありますか。

A GPS 情報のみの記録では不十分であり、運転者等が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として、具体的な場所（車内、宿泊施設名等）を入力する必要があります。なお、

運転者等が報告する必要があるため、運行管理者が作成した予定を運転者等の点呼開始画面で表示させることのみで対応することでは不十分です。この場合は、運転者等が確認ボタンを押す等、運転者等が何らかの操作を行う必要があります。

また、営業所や車庫で実施する場合には、必ずしも記録されている必要はありません。

Q 「点呼を受けた場所」の記録機能は、点呼の実施場所によらず全ての自動点呼機器で有している必要がありますか。（2025/10/6 更新）

A 「点呼を受けた場所」の記録機能は、全ての自動点呼機器で有している必要はありません。自動点呼機器の認定申請時に、点呼の実施場所を「営業所又は車庫に限る」とした場合は、対応する必要はありません。

業務前点呼機器 要件二十 力)	業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 力) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項
業務後点呼機器 要件	—

Q 「指示事項」の記録は、どのように記録されている必要がありますか。

A 指示の内容が具体的に記録されている必要があります。

点呼機器の故障記録

業務前点呼機器 要件二十一	業務前自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。
業務後点呼機器 要件十二	業務後自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

Q どの範囲の機器故障まで記録しなければなりませんか。

A 点呼機器の故障記録は国土交通省が審査する機能の範囲内のものとします。
付帯する機器（アルコール検知器・体温計・血圧計等）は認定の対象外のため、それらの機器自体の故障内容については保存は求めませんが、これらの機器からの記録が取得できなかった旨の記録を求めています。

Q 機器の故障記録は必ず自動的に記録される必要がありますか。

A 自動で機器故障を出力できない場合も想定されるため、必ずしも全ての故障記録が自動的に保存される必要はありません。手入力による保存、記録も可とします。

点呼記録の上書き・削除の禁止

業務前点呼機器 要件二十二	電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。
業務後点呼機器 要件十三	電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。

Q 情報の修正が複数回行われる場合、どの情報が保存されている必要がありますか。

A 修正の回数によらず、少なくとも最初の情報と最新の情報の2つが保存されている必要があります。

点呼記録の csv 形式での出力

業務前点呼機器 要件二十三

電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項（ト及びチを除く。）及び第二十一号の記録について、業務前自動点呼機器に保存された情報を C S V 形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

業務後点呼機器 要件十四

電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項（ト及びチを除く。）及び第十二号の記録について、業務後自動点呼機器に保存された情報を C S V 形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

Q ト及びチ以外で、記録を音声または映像で行っている項目について、csv 形式での出力時にどのように出力される必要がありますか。（2025/10/6 更新）

A 記録を文字起こしではなく音声や映像で行っている場合、csv 形式での出力時には当該音声や映像を文字化した情報が出力される必要はありません。報告の有無が出力されていれば十分です。